

(写)

## 徳島大学と徳島市との連携に関する協定書

国立大学法人徳島大学（以下「甲」という。）と徳島市（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が地域の活性化・再生をテーマとして連携し、知的・人的資源の活用と交流を随時図り、相互に協力して地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 地域文化の振興に関すること。
- (3) 地域産業の振興に関すること。
- (4) 教育及び人材育成に関すること。
- (5) その他甲と乙が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる連携事項に関し連絡調整を行うための協議の場を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、締結の日から発効し、有効期間は平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し出がなされないときは、さらに1年間有効期間を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月8日

甲 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地  
国立大学法人徳島大学長

香川 征 (自署・公印)

乙 徳島県徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市長

原 秀樹 (自署・公印)